

○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第二十四条の二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十二号）第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、金融機関が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>（書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第二十四条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。